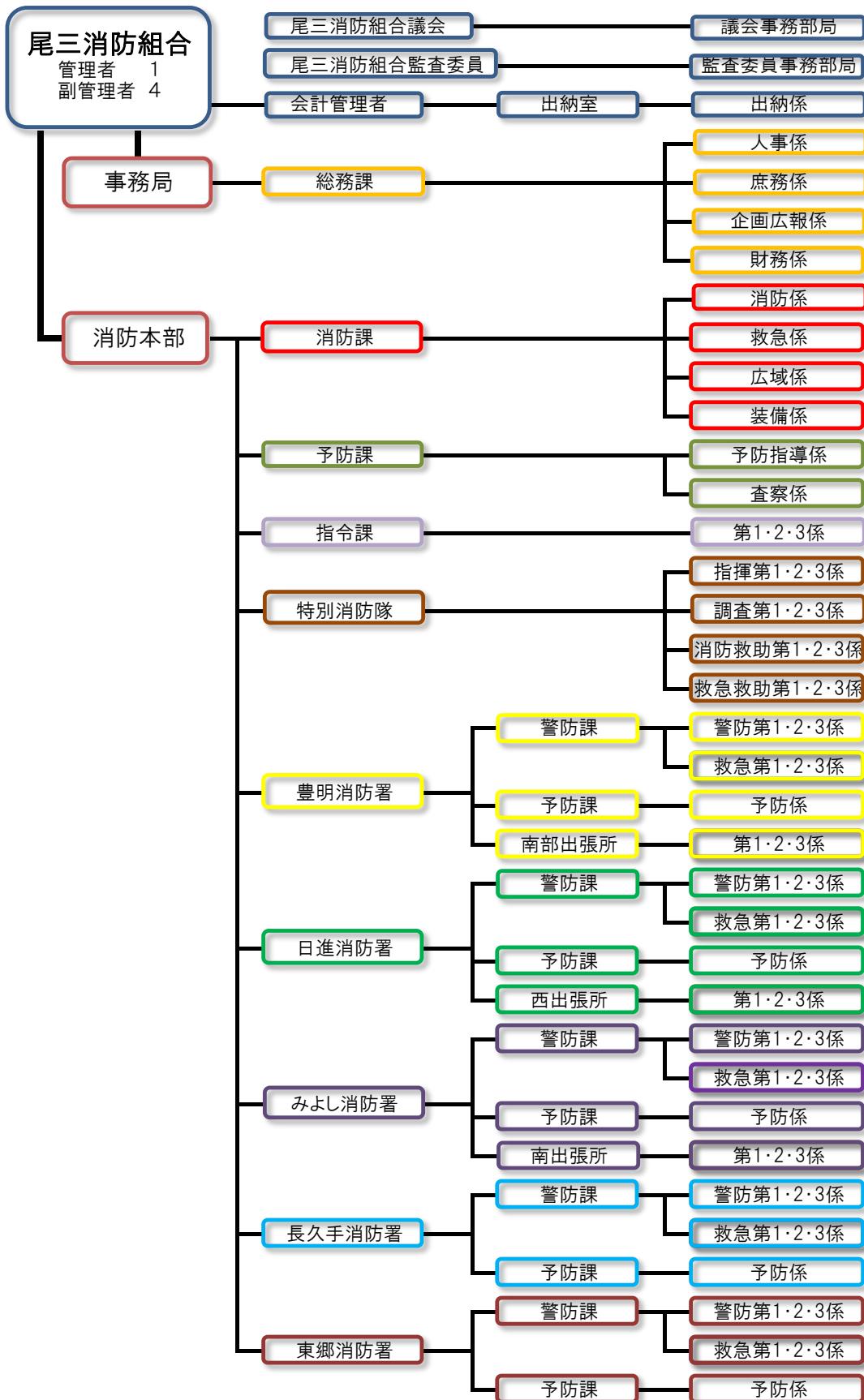
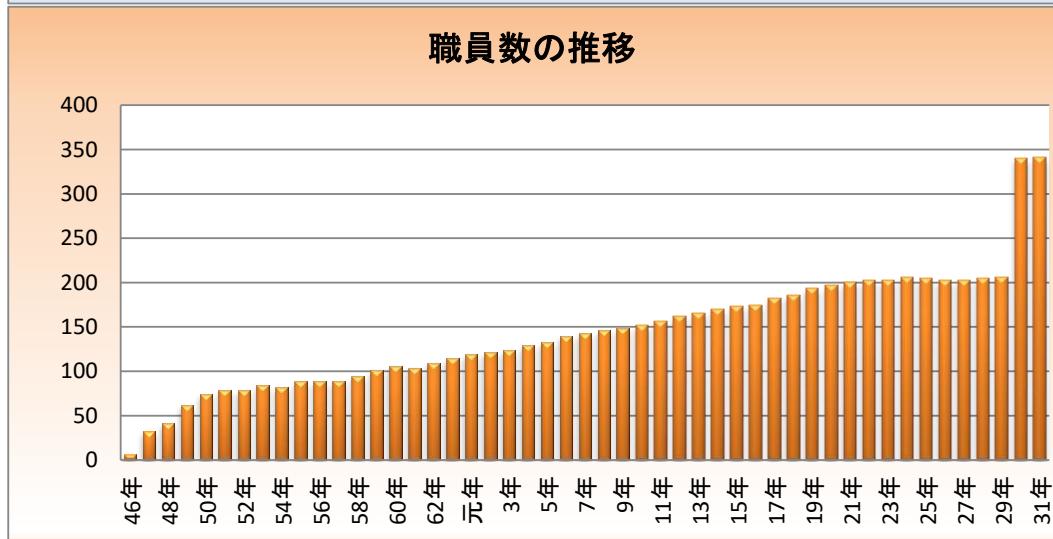
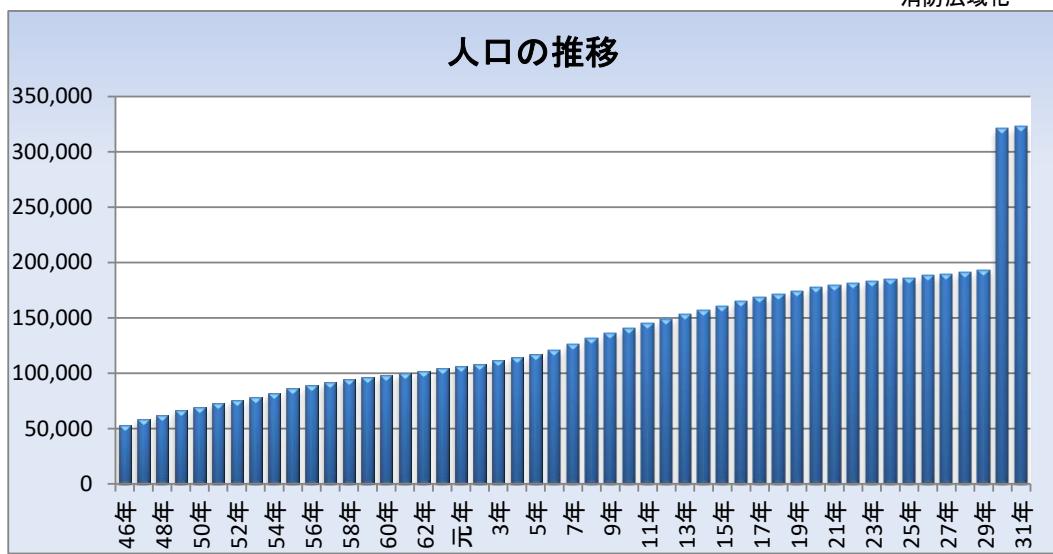


尾三消防組合組織図



人口・職員数推移

平成30年4月1日
消防広域化



	管内人口	職員数		管内人口	職員数
46年	53,316	7	7年	126,368	143
47年	57,946	32	8年	131,649	146
48年	61,928	41	9年	136,354	149
49年	66,241	62	10年	140,437	152
50年	69,345	74	11年	144,693	156
51年	72,283	79	12年	149,144	162
52年	75,198	79	13年	153,500	166
53年	77,856	84	14年	156,512	170
54年	81,411	82	15年	160,318	173
55年	86,170	89	16年	164,775	175
56年	89,034	89	17年	168,257	182
57年	92,017	89	18年	171,180	186
58年	94,466	94	19年	174,070	194
59年	96,598	101	20年	177,389	197
60年	98,371	106	21年	179,634	200
61年	100,164	104	22年	181,019	203
62年	102,244	109	23年	182,768	203
63年	104,216	115	24年	185,045	206
元年	106,513	119	25年	185,576	205
2年	108,243	121	26年	188,055	203
3年	111,129	124	27年	189,451	203
4年	114,494	129	28年	191,449	205
5年	117,444	133	29年	193,342	206
6年	120,892	139	30年	200,943	340
			31年	233,322	341

職員数は、46年を除いて各年4月1日現在の人員を計上しています。

事務分掌

[議会事務部局]

- 1 議員名簿及び委員名簿並びに履歴簿の整理に関すること。
- 2 公印の保管に関すること。
- 3 議員の出・欠席に関すること。
- 4 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- 5 予算及び経理事務に関すること。
- 6 議会関係諸規程の制定、改廃に関すること。
- 7 議事日程及び諸報告に関すること。
- 8 議案、請願、陳情、決議及び意見書等に関すること。
- 9 議会の本会議に関すること。
- 10 会議録、その他の会議録の調整保管に関すること。
- 11 議会の傍聴人に関すること。
- 12 議員全員協議会及び議会運営委員会に関すること。
- 13 議案の審議に必要な資料の調製に関すること。
- 14 その他議会庶務に関すること。

[監査委員事務部局]

- 1 監査委員に関すること。
- 2 公印の保管に関すること。
- 3 文書の収受、発送及び保存に関すること。
- 4 予算及び経理事務に関すること。
- 5 監査等の執行計画及びその執行に関すること。
- 6 監査等の結果の報告及び公表並びに意見の提出に係る事務に関すること。
- 7 その他前各号に掲げるもの以外の監査事務に関すること。

[出納室]

- 1 収入の通知及び支出命令の審査に関すること。
- 2 歳計現金の出納及び保管に関すること。
- 3 歳入、歳出外現金の出納及び保管に関すること。
- 4 公印の管理に関すること。
- 5 小切手の振り出し及び有価証券(公有財産又は、基金に属するものを含む。)の出納及び保管に関すること。
- 6 指定金融機関等の検査に関すること。
- 7 決算に関すること。

- 8 公有財産の記録管理に関すること。
- 9 支出負担行為の確認に関すること。
- 10 その他会計管理者の権限に属する事務に関すること。

[事務局総務課]

(人事係)

- 1 職員の服務、進退及び賞罰に関すること。
- 2 職員のほう賞及び表彰に関すること。
- 3 職員の給与及び旅費に関すること。
- 4 職員の研修及び教養に関すること。
- 5 職員の考課に関すること。
- 6 職員の勤務条件に関すること。
- 7 職員の公務災害補償に関すること。
- 8 職員の福利厚生及び衛生管理に関すること。
- 9 消防職員委員会に関すること。
- 10 職員共助会に関すること。
- 11 愛知県市町村職員退職手当組合及び愛知県市町村職員共済組合に関すること。
- 12 その他人事に関すること。

(庶務係)

- 1 公印の保管に関すること。
- 2 公告式に関すること。
- 3 例規及び文書に関すること。
- 4 議案の取りまとめに関すること。
- 5 公平委員会に関すること。
- 7 庶務に関すること。
- 8 他の係に属さないこと。

(企画広報係)

- 1 組合の基本施策に関すること。
- 2 消防力整備計画に関すること。
- 3 実施計画に関すること。
- 4 統計調査に関すること。
- 5 政策情報の調査並びに情報の収集及び分析に関すること。
- 6 消防年報の発刊に関すること。
- 7 インターネットホームページに関すること。
- 8 広報及び広聴に関すること。

(財務係)

- 1 組合の財産に関すること。
- 2 予算の編成及び決算に関すること。
- 3 出納に関すること。
- 4 契約に関すること。
- 5 検査に関すること。
- 6 建築営繕に関すること。
- 7 庁舎管理に関すること。
- 8 その他財務に関すること。

[消防課]

(消防係)

- 1 公印の保管に関すること。
- 2 消防施設整備計画(救急に関する部分を除く。)に関すること。
- 3 消防及び救助業務の企画に関すること。
- 4 消防及び救助業務の安全管理に関すること。
- 5 消防及び救助隊員の訓練及び研修に関すること。
- 6 消防及び救助機械器具の整備保全及び総括管理に関すること。
- 7 消防及び救助に関する被服、装備品の企画及び貸与並びにその支給に関すること。
- 8 消防及び救助統計に関すること。
- 9 消防水利に関すること。
- 10 愛知県下高速道路消防連絡協議会に関すること。
- 11 消防相互応援協定に関すること。
- 12 大規模災害消防応援実施計画及び緊急消防援助隊に関すること。
- 13 消防・防災ヘリコプターに関すること。
- 14 尾三消防連絡協議会に関すること。
- 15 その他消防及び救助業務の企画等に関すること。

(救急係)

- 1 消防施設設備計画(消防及び救助に関する部分を除く。)に関すること。
- 2 救急業務の企画に関すること。
- 3 救急業務の安全管理に関すること。
- 4 応急手当の普及啓発活動の企画に関すること。
- 5 救急車及び救急資器材の整備保全及び総括管理に関すること。
- 6 救急隊員の訓練及び研修に関すること。
- 7 救急に関する被服及び装備品の企画に関すること。
- 8 救急統計に関すること。
- 9 救急医療関係団体に関すること。

10 その他救急業務の企画等に関すること。

(広域係)

1 消防の広域に関すること。

(装備係)

1 公用自動車の整備保全に関すること。

2 資機材の整備保全に関すること。

3 自動車燃料の管理に関すること。

4 他の係に属さないこと。

[予防課]

(予防指導係)

1 消防同意の指導に関すること。

2 防火対象物における消防用設備の指導に関すること。

3 防火管理の指導に関すること。

4 火災予防運動の企画指導に関すること。

5 危険物の規制に関すること。

6 危険物の安全管理に関すること。

7 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)に基づく事務に関すること。

8 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に関するこ

と。

9 尾三消防組合火災予防条例(昭和 47 年尾三消防組合条例第 17 号)に関するこ

と。

11 危険物の統計に関するこ

と。

13 危険物安全協会に関するこ

と。

15 防火訓練の指導及び防火思想の普及計画の指導に関するこ

と。

(査察係)

1 防火対象物の査察及び違反処理に関するこ

と。

3 危険物製造所等の査察及び違反処理に関するこ

と。

5 消防法令の違反処理に関するこ

と。

[指令課]

- 1 消防通信の企画及び運用に関すること。
- 2 消防無線の企画及び運用に関すること。
- 3 地図検索装置等警防活動の支援情報に関すること。
- 4 気象観測業務に関すること。
- 5 緊急通報システムに関すること。
- 6 救急医療情報システムに関すること。
- 7 徘徊高齢者探索システムに関すること。
- 8 NET119に関すること。
- 9 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 10 その他消防通信等に関すること。

[特別消防隊]

(指揮第1係、指揮第2係、指揮第3係)

- 1 公印(消防長印(特別消防隊専用))の保管に関すること。
- 2 現場指揮活動に関すること。

(調査第1係、調査第2係、調査第3係)

- 1 火災その他の災害の調査に関すること。
- 2 火災の原因、損害額の調査及び報告に関すること。
- 3 火災の統計に関すること。
- 4 その他の災害統計等に関すること。

(消防救助第1係、消防救助第2係、消防救助第3係)

- 1 火災その他災害の警戒、防ぎよ及び救助に関すること。
- 2 火災事案の証明に関すること。
- 3 救助業務に関すること。
- 4 消防訓練に関すること。
- 5 消防対象物の調査及び査察に関すること。
- 6 消防機械器具の保全及び点検に関すること。
- 7 管区務に関すること。
- 8 防火防災訓練の普及指導に関すること。
- 9 訓練場及び自家用給油取扱所等の保全に関すること。
- 10 特別消防隊に関する施設等の管理及び保全に関すること。
- 11 所属の文書事務に関すること。
- 12 所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関すること。

(救急救助第1係、救急救助第2係、救急救助第3係)

- 1 火災その他災害の警戒、防ぎよ及び救助に関すること。
- 2 救急事案の証明に関すること。
- 3 救急業務に関すること。
- 4 救急及び救助訓練に関すること。
- 5 消防対象物の調査に関すること。
- 6 救急及び救助機械器具の保全及び点検に関すること。
- 7 管区務に関すること。
- 8 救急法の普及指導に関すること。
- 9 所属の文書事務に関すること。
- 10 所属の備品、消耗品等の取得、供用及び管理に関すること。

[消防署]

(警防課 警防第1係、警防第2係、警防第3係)

- 1 公印(署長印)の管守に関すること。
- 2 火災その他災害の警戒及び防ぎよに関すること。
- 3 火災事案の証明に関すること。
- 4 消防訓練に関すること。
- 5 消防対象物の調査及び査察に関すること。
- 6 消防機械器具の保全及び点検に関すること。
- 7 管区務に関すること。
- 8 消防水利の調査点検に関すること。
- 9 防火防災訓練の普及指導に関すること。
- 10 消防署庁舎の管理、保全に関すること。
- 11 所属の文書事務に関すること。
- 12 所属の備品、消耗品等の取得、供用、管理に関すること。

(警防課 救急第1係、救急第2係、救急第3係)

- 1 救急業務に関すること。
- 2 救急事案の証明に関すること。
- 3 救助業務に関すること。
- 4 救急、救助訓練に関すること。
- 5 救急、救助機械器具の保全及び点検に関すること。
- 6 管区務に関すること。
- 7 救急法の普及指導に関すること。
- 8 所属の文書事務に関すること。
- 9 所属の備品、消耗品等の取得、供用、管理に関すること。

(予防課 予防係)

- 1 消防同意に関すること。
- 2 防火対象物における消防用設備に関すること。
- 3 防火管理者に関すること。
- 4 防火対象物の査察に関すること。
- 5 火災予防運動の実施に関すること。
- 6 火災予防条例に関すること。
- 7 危険物の規制に関すること。
- 8 危険物製造所等の査察に関すること。
- 9 危険物の安全管理に関すること。
- 10 危険物安全協会に関すること。
- 11 消防法令の違反処理に関すること。
- 12 火薬類取締法(昭和 25 年法律第 149 号)に基づく事務に関すること。
- 13 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和 42 年法律第 149 号)に
関すること。
- 14 災害の調査等に関すること。
- 15 防火訓練の指導及び防火思想の普及計画に関すること。
- 16 その他一般火災予防に関すること。

[出張所]

- 1 火災その他災害の警戒及び防ぎよに関すること。
- 2 救急業務に関すること。
- 3 消防機械器具の保全及び点検に関すること。
- 4 救急、救助機械器具の保全及び点検に関すること。
- 5 消防、救急、救助訓練に関すること。
- 6 防火防災訓練の普及指導に関すること。
- 7 救急法の普及指導に関すること。
- 8 消防対象物の調査及び査察に関すること。
- 9 管区務に関すること。
- 10 消防水利の調査点検に関すること。
- 11 出張所庁舎の管理、保全に関すること。
- 12 所属の文書事務に関すること。
- 13 所属の備品、消耗品等の取得、供用、管理に関すること。

令和元年度組合構成市町消防費当初予算

(単位:千円)

区分 市町名	市町費(一般会計)	消防費	常備消防費	非常備消防費
豊明市	20,087,000	878,393	765,518	38,688
日進市	25,553,000	906,960	825,675	39,124
みよし市	23,724,000	888,566	701,692	88,280
長久手市	20,110,000	749,608	668,163	35,343
東郷町	12,477,371	641,488	572,103	20,626
計	101,951,371	4,065,015	3,533,151	222,061

令和元年度組合分担金の状況

市町名	項目	分担金(単位:円)		分担率
		旧公債費分	新公債費分	
豊明市	762,939,000			21.5553
日進市	825,672,150	11,226,000		23.8897
みよし市	701,689,826	9,544,000		20.3096
長久手市	665,838,000			18.8119
東郷町	533,092,232	7,252,000		15.4335
計		3,489,231,208 円		100 %

令和元年度組合分担金の割合

区分 市町名	比率	豊明市	日進市	みよし市	長久手市	東郷町
均等割合分						
面積に係る割合分 (前年の10月1日現在)						%
救急件数割合分 (過去3か年分)						%
前年度消防費に係る 基準財政需要額割合分						%
分担割合		%	%	%	%	%

平成30年度から令和2年度までの豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び愛知郡東郷町(以下「組合市町」という。)の分担金の額は、改正後の規約第11条第2項の規定にかかわらず、平成28年度の組合市町のそれぞれの常備消防の決算額(公債費を除く経常経費)の割合で算出しています。

組合予算

1. 過去5年間の当初予算

(単位:千円)

年 度	当 初 予 算
平 成 26 年 度	2,208,408
平 成 27 年 度	2,216,441
平 成 28 年 度	2,241,559
平 成 29 年 度	2,210,367
平 成 30 年 度	3,510,071

2. 令和元年度歳入歳出当初予算

(1) 嶓 入

(単位:千円)

款	金額	構成比
分担金及び負担金	3,489,232	90.7%
使用料及び手数料	4,612	0.1%
国庫支出金	25,917	0.7%
県支出金	1,209	0.0%
財産収入	2,845	0.2%
寄附金	1	0.0%
繰入金	78,240	2.0%
繰越金	1	0.0%
諸収入	46,547	1.2%
地方債	198,000	5.1%
歳入計	3,846,604	100%

(2) 嶓 出

(単位:千円)

款	金額	構成比
議会費	1,430	0.0%
総務費	3,213,772	83.6%
消防費	598,380	15.6%
公債費	28,022	0.7%
予備費	5,000	0.1%
歳出計	3,846,604	100%

消防車、救急車の基準と消防隊員数

平成31年4月1日現在

消防車両等	消防力整備指針	現有台数	現有人員
指令車	10台	10台	
指揮車	5台	1台	
水槽付消防ポンプ自動車等	15台(3)	13台(2)	
はしご自動車等	4台	4台	
化学消防車	2台	2台	
水槽車	5台	5台	
救急自動車	12台(1)	12台	
救助工作車	5台	3台	

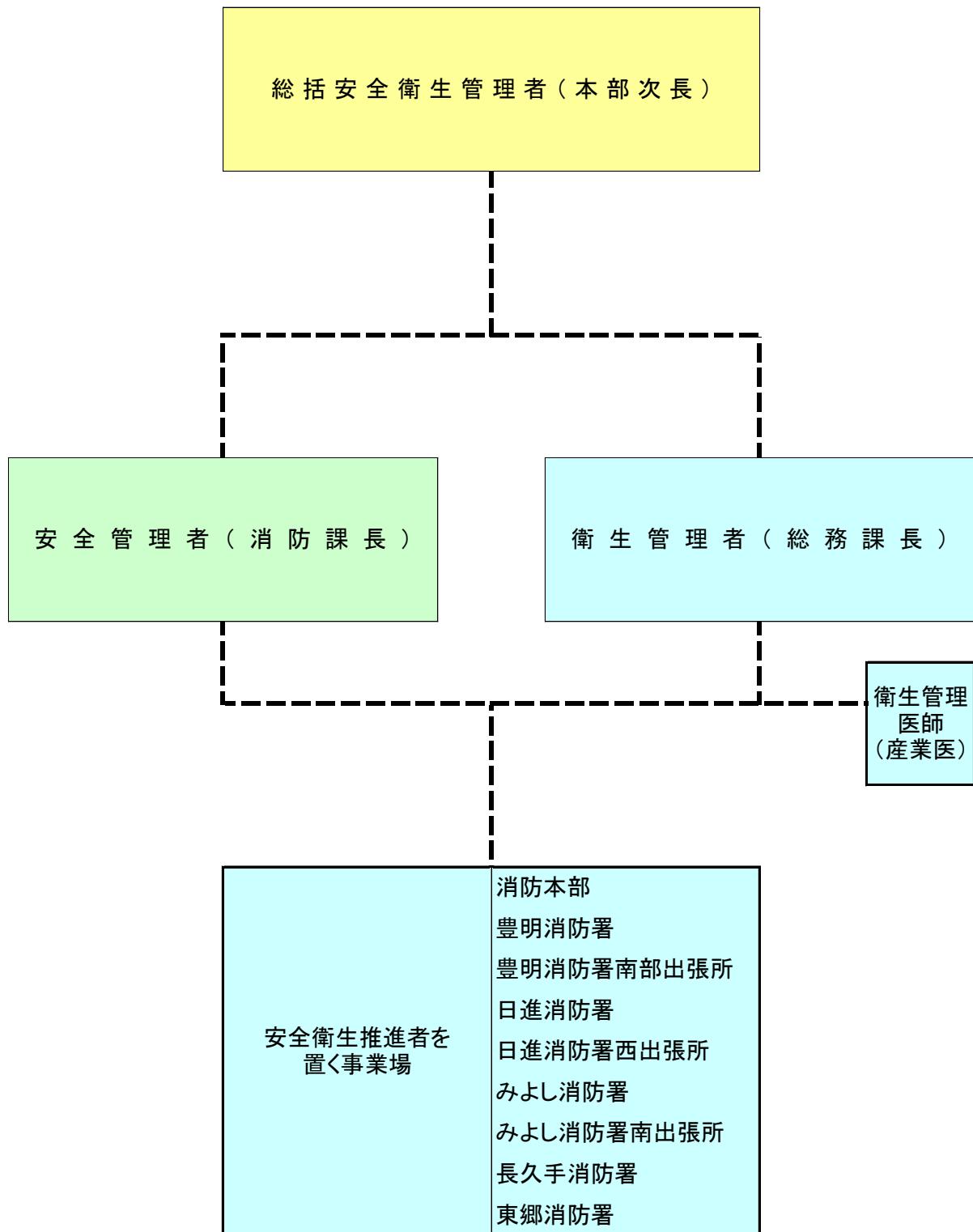
256人

※()書きは非常用

消防相互応援協定締結状況

締結先の市町村	業務種別	締結年月日	締結方法
豊田市	消防・救急	S. 48. 6. 1	文書
名古屋市	"	S. 48. 6. 10	"
刈谷市	"	S. 48. 9. 1	"
瀬戸市	"	H. 30. 3. 20	"
大府市	"	H. 30. 3. 20	"
尾張旭市	"	H. 30. 3. 20	"
高速道路関係市町・組合	"	S. 48. 11. 1	"
西三河地区全市町・組合	災害	S. 51. 9. 1	"
県下の市町村・消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合	"	H. 2. 3. 12	"
愛知県（防災ヘリコプター）	"	H. 8. 10. 1	"

安全衛生管理組織



消防水利の設置状況

管内の消防水利事務は豊明市、日進市、みよし市、長久手市及び東郷町が消防水利の基準に基づき整備している。

また、消火栓の維持、管理は愛知中部水道企業団が定期的に実施し、万全を期している。

1. 消防水利の種類

- (1) 消火栓 (2) 私設消火栓 (3) 防火水槽 (4) プール (5) 河川、溝等
- (6) 濠、池等 (7) 海、湖 (8) 井戸 (9) 下水道

2. 消防水利の給水能力

- (1) 消防水利は常時貯水量が40立方メートル以上又は取水可能水量が毎分1立方メートル以上で、かつ、連続40分以上の給水能力を有するものであること。
- (2) 消火栓は、呼称65の口径を有し、直徑150ミリメートル以上の管に取り付けられていなければならぬ。ただし、管網の一辺が180メートル以下となるように配管されている場合は、75ミリメートル以上とすることができます。
- (3) 私設消火栓の水源は、5個の私設消火栓を同時に開弁したとき(1)の給水能力を有するものであること。

3. 消防水利の配置

- (1) 市街地又は準市街地の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、別表に掲げる数値以下となるように設けなければならない。
- (2) 市街地又は準市街地以外の地域で、これに準ずる地域の消防水利は、当該地域内の防火対象物から一の消防水利に至る距離が、140メートル以下となるように設けなければならない。
- (3) 消防水利の配置は、消火栓のみに偏することのないように考慮しなければならない。

4. 消防水利の構造

- (1) 地盤面からの落差が4.5メートル以下であること。
- (2) 取水部分の水深が0.5メートル以上であること。
- (3) 消防ポンプ自動車が容易に部署できること。
- (4) 吸管投入孔のある場合は、その一辺が0.6メートル以上又は直径が0.6メートル以上であること。

以上のような基準に基づき整備されている。

(別 表)

(単位:メートル)

用途 地域	平均風速	年間平均風速が4メートル毎秒未満のもの	年間平均風速が4メートル毎秒以上のもの
近隣商業地域			
商業地域		100	80
工業地域			
工業専用地域			
その他 の 用 途	120		100
地域及び用途の定められていない地域			

市町(消防署・出張所)	消火栓	防火水槽	プール等
豊明市(豊明消防署・南部出張所)	413	136	9
日進市(日進消防署・西出張所)	647	266	16
みよし市(みよし消防署・南出張所)	420	152	9
長久手市(長久手消防署)	352	94	9
東郷町(特別消防隊・東郷消防署)	279	129	9
総 数	2,111	777	52

